

令和5年度中小企業等再起支援事業補助金 【三次募集】

事業の目的

本事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制の取組を支援します。

なお、本補助金については、宮城県から補助を受けた「みやぎおうえんコンソーシアム」(補助金事務局)を通じて、事業者の皆様へ交付するものです。

■申請受付期間

令和5年9月13日(水)～10月13日(金) ※期間中の消印有効

※予算上限に達する見込みとなった時点で、申請期間中であっても受付を終了させていただく場合があります。

○原則、申請日時点で、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」が公表されている事業者については、優先採択いたします。
(ただし、本補助金の補助要件等を満たしている場合に限りです。)

※「パートナーシップ構築宣言」は、国が推進している制度で、「発注者」側の立場から、取引先との連携や共存共栄を進めることを、代表者の名前で宣言するもので、地域において、適正な価格転嫁に向けた取組の促進を目指すものです。
「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL: <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本社・本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等 (個人事業主、NPO法人含む)

原油価格・物価高騰の影響により、下記①又は②のいずれかのとおり売上高等が減少していること

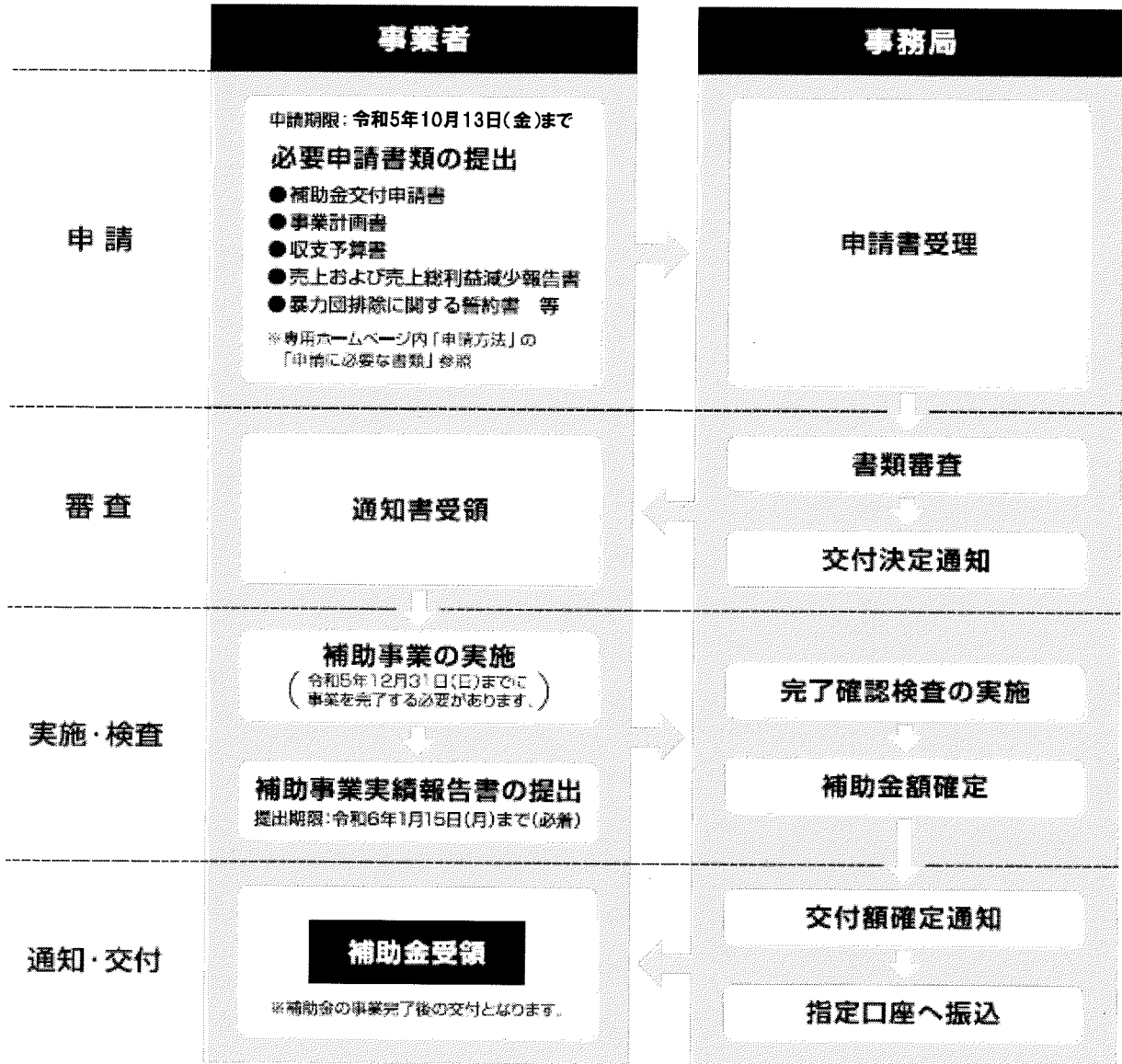
- ①原則として、令和5年1月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30パーセント以上減少していること
- ②法人の場合／原則として、申請日以前の直近決算期の「売上高」が対前期比で減少しており、かつ、直近決算期の「売上総利益率」が対前期比で10パーセント以上減少していること
個人事業主の場合／令和4年分の「売上高(収入)」が対前年比で減少しており、かつ、令和4年分の「売上総利益率」が対前年比で10パーセント以上減少していること

$$\text{売上総利益率} = \frac{\text{売上高(売上(収入)金額)} - \text{売上原価}}{\text{売上高(売上(収入)金額)}}$$

■補助対象事業等

補助対象事業	対象となる事業の例
①販路開拓を図る取組 ②生産性向上を図る取組 ③新商品・新役務の展開を図る取組 ④売上原価の抑制を図る取組 補助率 2/3以内 補助限度額 1,000千円 (下限額:300千円)	【 ①販路開拓を図る取組 】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など
	【 ②生産性向上を図る取組 】 ○Wi-Fi設備やキャッシュレス決済機器導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など
	【 ③新商品・新役務の展開を図る取組 】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など
	【 ④売上原価の抑制を図る取組 】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など

■事業の流れ(申請から交付まで)



■申請方法

令和5年度中小企業等再起支援事業専用ホームページをご確認いただき、必要事項記入等の上、申請窓口へ郵送してください。

令和5年度中小企業等再起支援事業
【三次募集】専用ホームページ

<https://miyagi-chusho-saiki.jp/r5sanji/>

■問い合わせ先

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局

TEL:022-266-3821

(平日のみ 午前10時から午後5時まで)

